

天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

天理市長 並 河 健

天理市条例第22号

天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例(昭和41年12月天理市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第7条の2 住居その他これに準ずる場所において、正規の勤務時間の全部を管理者が定める期間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

第18条の2中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第18条の3第1項中「第12条の2、第12条の3及び第14条」を「第7条の2、第12条の2及び第12条の3」に改め、同条第2項中「第13条及び第15条」を「第13条から第15条まで」に改め、「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。